

○那智勝浦町ひとり親家庭医療費支給条例施行規則

平成 27 年 3 月 20 日規則第 5 号

那智勝浦町ひとり親家庭医療費支給条例施行規則

那智勝浦町ひとり親家庭医療費支給条例施行規則(昭和 52 年規則第 5 号)の全部を次のように改正する。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、那智勝浦町ひとり親家庭医療費支給条例(平成 27 年条例第 14 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(受給資格者の申請等)

第 2 条 条例第 3 条の支給対象者(以下「支給対象者」という。)が条例第 4 条の認定を受けようとするときは、ひとり親家庭医療費受給資格者証交付申請書(第 1 号様式)に次の書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 戸籍謄本

(2) 世帯全員の住民票の写し

(3) 申請者及び申請者と同居する扶養義務者の前年分(1月から7月までの申請の場合は、前々年分)の所得状況又は課税状況を証する書類

(4) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定にかかわらず、児童扶養手当法(昭和 36 年法律第 238 号)に基づき児童扶養手当を受けている者が児童扶養手当証書を提示したときは、前項第 1 号、第 2 号及び第 3 号の書類の添付を省略させることができる。

3 町長は、第 1 項の規定にかかわらず、当該規定により申請書に添えなければならない書類のうち、証明すべき事実を公簿等によって確認できるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

4 支給対象者は、第 1 項の申請を行うときには、医療保険各法の被保険者又は組合員及びその被扶養者であることを証する被保険者証又は組合員証を提示しなければならない。

(ひとり親家庭医療費受給者証の交付等)

第 3 条 町長は、前条第 1 項の申請書を受理したときは、内容を審査の上適当であると認めるときは、その者を受給資格者(以下「受給資格者」という。)として認定し、ひとり親家庭医療費受給資格者証(第 2 号様式。以下「受給資格者証」という。)を交付するものとする。

2 受給資格者は、受給資格者証を破損し、又は亡失したときは、受給資格者証再交付申請書(第 3 号様式)を町長に提出し、再交付を受けなければならない。

(受給者証の更新)

第 4 条 町長は、受給資格者についての前年の所得額等を確認するため、受給資格者証を毎年更新するものとし、有効期間は 8 月 1 日から翌年 7 月 31 日とする。

2 受給資格者は、ひとり親家庭医療費受給資格者証更新申請書(第4号様式)を町長に提出してその更新をしなければならない。

(支給の申請)

第5条 条例第5条の規定による支給の申請は、ひとり親家庭医療費支給申請書(第5号様式)に医療機関等の発行する領収書等を添えて町長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、和歌山県内の医療機関等への支給に関する事務は、和歌山県国民健康保険団体連合会又は和歌山県社会保険診療報酬支払基金に委託して行うものとする。ただし、医療機関からの請求に基づき、当該医療を受けた者に支給すべき額を限度として、その者が当該医療に関し当該医療機関に支払うべき費用を、その者に代わり当該医療機関から第6号様式によるひとり親家庭医療費に係る一部負担金の請求により医療機関に支払うことができる。

3 前項の規定による支給があったときは、当該医療を受けた者に対し、ひとり親家庭医療費を支給したものとみなす。

(届出事項)

第6条 受給資格者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに町長に届け出るとともに、必要がある場合は受給資格者証を返還しなければならない。

(1) 出生又は死亡したとき。

(2) 婚姻又は離婚したとき。

(3) 町の区域外に転出したとき。

(4) 扶養又は養育の関係が消滅したとき。

(5) 条例第2条に規定する医療保険各法の被保険者又は組合員及びその被扶養者でなくなったとき、又は適用を受けるべき医療保険各法を異にしたとき。

(6) 氏名又は住所等受給資格者証の記載事項に変更があったとき。

(7) 受給資格者証の有効期間が過ぎたとき。

附 則

この規則は、平成 27 年4月1日から施行する。